

トライアル雇用助成金

一般トライアルコース

令和4年4月1日以降
【新型コロナウイルス感染症
対応/トライアルコース】
による増額あり

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

助成額

求職者が〈常用雇用〉(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合。

対象労働者	支給額
① 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者	<p>対象者かどうかは、ハローワーク等が判断します。もしかしてと思ったら確認してみましょう！</p> <p>月額/4万円</p>
② 直近において離職している期間が1年を超えている者	
③ 妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業についていない期間が1年を超えている者	
④ 55歳未満の安定した職業についていない者であって、ハローワーク又は職業紹介事業者等において就労に向けた支援として職業安定局長が定めるものを受けている者	
⑤ その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者として厚生労働大臣が定める者	

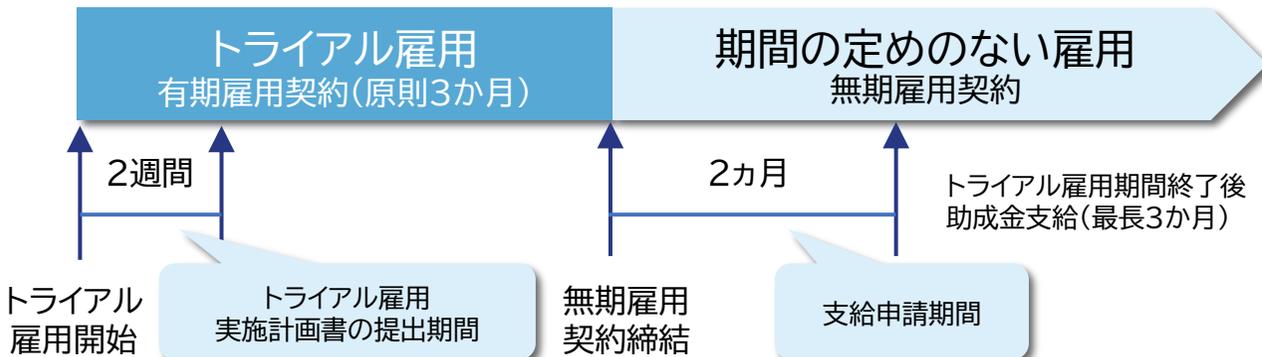
4万円×最大3ヶ月
=12万円

- ◆対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合
- ◆新型コロナウイルス感染症対応/トライアルコース利用による増額

1人につき/最大
月額 5万円



トライアル雇用のイメージ



雇入れの条件

対象労働者が日雇労働者、ホームレス、住居喪失不安定就労者の場合は20時間以上

- [1]ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- [2]原則3か月のトライアル雇用をすること
- [3]1週間の所定労働時間が30時間以上